

太子町広告掲載取扱い要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、広告媒体への民間企業等の広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体

ア 町が発行する印刷物

イ 町のホームページ

ウ その他町の財産であつて、広告媒体として活用できると認められるもの

(2) 広告掲載 広報媒体に民間企業等の広告を掲載、又は掲出することをいう。

(3) 広告主 第 6 条第 1 項の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号に該当する広告は、広告掲載の対象としない。

(1) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの。主義主張などの意見広告やこれに類するもの

(4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第 3 条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの

(5) 他者を誹謗、中傷する内容を含むもの

(6) 虚偽又は誇大な表現で住民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの

(7) 町が推奨しているかのような誤解をあたえるもの

(8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条各号の適用をうける業種、及び類似する業種

(10) 訪問販売、消費者金融に類するもの

(11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(13) その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの

2 次の各号に該当する事業者に関しては、広告掲載の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(2) 太子町暴力団排除条例（平成 25 年 6 月 28 日条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

3 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ又はウェブサイト（以下「広告主ホームページ等」という。）の内容についても適用する。

（広告掲載の募集）

第 4 条 広告掲載の募集は、町ウェブサイト及び広報誌により行う。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

（広告掲載の申込み）

第 5 条 広告媒体に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、町長が別に定める方法により申し込むものとする。

（申請の審査）

第 6 条 町長は、前条の申込みを受理したときは、第 3 条の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

（審査機関）を設置する。

第 7 条 広告掲載の可否を審査するため、太子町広告審査委員会（以下、「広告審査会」という。）を設置する。

2 広告審査会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は総務部長を、委員は教育委員会事務局教育次長、まちづくり推進部長をもって充てる。

4 委員長は必要に応じ関係職員を出席させることができる。

（広告の規格等）

第 8 条 町長は、広告媒体ごとに広告の規格、掲載料、掲載位置、募集方法、選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

（費用負担）

第 9 条 広告原稿の作成・提出に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第 10 条 広告主は、町長が指定する納付書により、指定期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

（広告内容の責任）

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消）

第 12 条 町長は、広告媒体に掲載している広告が、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消す事ができる。

(1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主ホームページ等が、事前の連絡なく、閉鎖されたとき

(4) 広告主ホームページ等の内容が、広告掲載申し込み時から変更され、第 2

条第1項の規定に反する状態に至っていると町長が判断したとき

(5) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると町長が判断したとき

2 前項の規定による広告掲載の取消により生じた広告主の損害については、町は一切責任を負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、町長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。